告　示

埼玉県告示第七百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年十一月十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二　公述申出書の様式

別記二のとおり

三　公聴会に関する問合せ先

イ　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県下水道局下水道事業課

電話　〇四八―八三〇―五四六六

ロ　当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

1cde527d8707b6592ee451637a479637

別記一

番号	都市計画区域名	市町村名	都市計画の種類及び名称	公聴会		公述申出書		都市計画の構想	
				期日及び時間	場所	提出期間	提出先	閲覧期間	閲覧場所
一	熊谷、行田、鴻巣、北本、桶川、蓮田	熊谷市 行田市 鴻巣市 北本市 桶川市 蓮田市	都市計画下水道 熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画、桶川都市計画及び蓮田都市計画荒川左岸北部流域下水道	令和八年十二月三日午後二時から	桶川市役所旧分庁舎会議室一	令和八年十一月十三日から同月二十七日午後五時十五分まで	埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所、桶川市下水道課、蓮田市下水道課	令和八年十一月十三日から同月二十七日午後五時十五分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）	埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所、桶川市下水道課、蓮田市下水道課

別紙11

公　述　申　出　書

令和８年１１月１０日付け埼玉県報に登載された熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画、桶川都市計画及び蓮田都市計画下水道の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和８年　　月　　日

（宛先）
埼玉県知事

公述申出人

住　　所

氏　　名

連絡先（電話番号）

年　　齢

職　　業

意見の要旨及びその理由　　別紙

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

（１）400 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。

（２）楷書で、横書きにしてください。